

議案第55号

静岡市行政不服審査法等施行条例の一部改正について

静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市行政不服審査法等施行条例（平成28年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市行政不服審査法施行条例

第1条中「等」を削る。

第3条第1項中「第9条第3項」の次に「及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第4条第1項中「同条第5項（）」の次に「法第9条第3項及び個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに」を加え、同条第2項中「第38条第1項（）」の次に「法第9条第3項及び個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに」を加える。

第5条の見出しを「（静岡市行政不服審査会等）」に改め、同条中「の名称」を削り、「静岡市行政不服審査会（以下「審査会」という。）」を「次の各号に掲げる諮問の区分に応じ、当該各号に定める機関」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第43条第1項の規定による諮問 静岡市行政不服審査会
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第 号）第46条第1項の規定による諮問 静岡市個人情報保護審査会

第6条中「審査会は、」を「静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、それぞれ」に改める。

第7条第1項中「委員は、審査会の」を「静岡市行政不服審査会の委員はその」に改め、「うちから」の次に「、静岡市個人情報保護審査会の委員は個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから」を加える。

第19条を第22条とする。

第18条中「第5条から前条まで」を「この条例」に、「審査会の運営」を「法の施行」に、「会長が審査会に諮って」を「市規則で」に改め、同条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第16条中「第14条」を「第17条」に改め、同条を第19条とする。

第15条中「第38条第1項（）」の次に「法第9条第3項及び個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに」を加え、同条を第18条とし、第14条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第12条第3号中「第16条」を「第19条」に改め、同条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（静岡市個人情報保護審査会の調査権限）

第10条 静岡市個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、審査庁又は処分庁に対し、開示決定等（個人情報保護法第78条第1項第4号の開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（個人情報保護法第94条第1項の訂正決定等をいう。以下同じ。）又は利用停止決定等（個人情報保護法第102条第1項の利用停止決定等をいう。以下同じ。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項の保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、静岡市個人情報保護審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査庁又は処分庁は、静岡市個人情報保護審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 静岡市個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、審査庁又は処分庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を静岡市個人情報保護審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、静岡市個人情報保護審査会に提出するよう求めることができる。

（提出資料の写しの送付）

第11条 静岡市個人情報保護審査会は、前条第3項又は法第81条第3項において準用する法第74条若しくは第76条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録にあっては、これに記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人、参加人又は審査庁若しくは処分庁（以下「審査請求人

等」という。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 静岡市個人情報保護審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、静岡市個人情報保護審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続等の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書(静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第2条第2項に規定する公文書をいう。)は、公開しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の施行に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年静岡市条例第 号)附則第2項の規定による廃止前の静岡市個人情報保護条例(平成17年静岡市条例第9号)第43条第1項の規定により置かれている静岡市個人情報保護審査会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定により置かれる静岡市個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。